

10 産業廃棄物処理施設の設置・変更及び維持管理

(1) 設置許可が必要な産業廃棄物処理施設（令第7条）

次表の中間処理施設や最終処分場を設置する場合は、事前に設置許可が必要となります。（法第15条）
また、産業廃棄物処理施設の設置者は、処理責任者及び資格を有する技術管理者を置かなければなりません。

施 設 の 種 類		施 設 の 規 模 ・ 能 力
1	汚 泥 の 脱 水 施 設	10m ³ /日を超えるもの
2	汚 泥 の 乾 燥 施 設	10m ³ /日（天日乾燥の場合は100m ³ /日）を超えるもの
3	汚泥（PCB 汚染物、PCB 処理物を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力 5 m ³ /日または200kg/時間以上 ○火格子面積 2 m ² 以上
4	廃油の油水分離施設	10m ³ /日を超えるもの
5	廃油（廃 PCB 等を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力 1 m ³ /日または200kg/時間以上 ○火格子面積 2 m ² 以上
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破砕施設	5 t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類（PCB 汚染物、PCB 処理物を除く）の焼却施設	次のいずれかに該当するもの ○処理能力100kg/日超 ○火格子面積 2 m ² 以上
8の2	木くず又はがれき類の破砕施設※	5 t/日を超えるもの
9	有害物質（→令別表3の3）又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固形化施設	すべて
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	すべて
10の2	廃水銀等の硫化施設	すべて
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	すべて
11の2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべて
12	廃 PCB 等、PSB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	すべて
12の2	廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設	すべて
13	PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	すべて
13の2	産業廃棄物の焼却施設（3. 5. 8. 12に掲げるものを除く。）	次のいずれかに該当するもの ○処理能力200kg/時間以上 ○火格子面積 2 m ² 以上
14	イ 遮断型最終処分場	すべて
	ロ 安定型最終処分場	すべて
	ハ 管理型最終処分場	すべて

※木くず又はがれき類の破砕施設のうち、移動式の施設を設置しようとする排出事業者については、当分の間、許可が不要となっています。
（附則（平成12年11月29日政令第493号）第2条第1項）

～ 熱回収施設設置者認定制度について ～

熱回収施設（廃棄物焼却施設であって熱回収の機能を有するもの）の設置者の認定制度があります。

これは、循環型社会形成推進基本法においては、「再使用再生利用がされないものであって熱回収をすることができるものについては、熱回収（サーマルリサイクル）がされなければならない。」とされているものの、現在の多くの廃棄物焼却施設が、焼却において大量に発生する焼却熱を回収せずに処分する「単純焼却」が大半を占めているという状況を改善するために設けられたものです。本制度は、産業廃棄物の処理施設であって、熱回収の機能を有することについて、環境省令で定める基準に適合するものは県知事の認定を受けることを可能にするものであり、廃棄物の排出事業者が、熱回収を十分に行っている廃棄物処理業者に対して優先的に処理を委託することを可能とするものです。（法第15条の3の3）

(2) 産業廃棄物処理施設の設置・変更許可に係る手続き

産業廃棄物処理施設の設置等に係る手続きは概ね次のとおりです。

申請及び設置に関する計画は青森市環境部廃棄物・リサイクル課（八戸市内に設置等を計画している場合は八戸市環境保全課、青森市及び八戸市以外の県内に計画している場合は、青森県庁環境保全課）にご相談ください。



※施設の種類・規模によっては、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、公害防止条例等に基づく届出が必要となります。

※産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物処理法以外の他法令等による規制がある場合があります。必要な手続きを確認してください。

(3) 産業廃棄物処理施設の変更

1. 許可を要する変更等（法第15条の2の6、法第15条の4）

産業廃棄物処理施設に係る次の変更等をする場合にはあらかじめ都道府県知事（政令市長）の許可を得なければなりません。

（１）施設の構造、維持管理に係る次の①～④の変更（ア～コ）のいずれにも該当しない軽微な変更を除く）

- ① 処理する産業廃棄物の種類
- ② 処理能力
- ③ 位置、構造等の設置に関する計画
- ④ 維持管理に関する計画

ア 処理能力の10%以上の増大

イ 施設の位置の変更

ウ 処理方式の変更

エ 施設種類に応じて定められる設備の変更の主なもの〔規第12条の8第3号〕

施設の種類	設 備
汚泥の脱水施設	脱水機
汚泥の乾燥施設	乾燥設備
廃油の油水分離施設	油水分離設備
焼却施設	燃焼室
破碎施設	破碎機
シアン化合物の分解施設	熱分解設備又は分解槽
廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	熔融炉又は破碎設備
安定型最終処分場	擁壁又はえん堤
管理型最終処分場	遮水層又は擁壁若しくはえん堤

オ 生活環境への負荷を増大させる構造・設備の変更

カ 排ガス又は排水の排出の方法の変更

キ 排ガス又は排水の量の増大

ク 生活環境保全のために達成することとした排ガスの性状、放流水の水質等の数値の変更（影響減を除く）

ケ 排ガスの性状及び水質の測定頻度の変更（頻度増を除く）

コ その他施設の維持管理に関する事項の変更

（２）産業廃棄物処理施設の譲受け・借受け（法第15条の4）

2. 届出を要する変更等（法第15条の2の6第3項）

次の変更をしたときは、都道府県知事（政令市長）に届出をしなければなりません。

- （１）施設の構造、維持管理に係る変更であって、上記1.（１）のア～コに該当しない軽微な変更
- （２）氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名の変更
- （３）焼却施設等から発生する焼却灰、ばいじん等の処分方法の変更
- （４）油水分離施設、廃酸、廃アルカリ中和施設、シアンの分離施設から生ずる汚泥等の処分方法の変更
- （５）廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法の変更
- （６）最終処分場の埋立処分の計画、災害防止の計画の変更
- （７）産業廃棄物の搬入・搬出の時間、方法の変更
- （８）着工予定年月日、使用開始予定年月日の変更
- （９）法定代理人、役員、使用人の変更
- （10）5%以上の株主及び出資者の変更

※廃止、休止、休止後再開した場合についても届出しなければなりません。（最終処分場を除く）

3. 認可を要する変更（法第15条の4）

法人の合併・分割により施設を承継する場合には、あらかじめ都道府県知事（政令市長）の認可を受けなければなりません。

(4) 産業廃棄物処理施設の維持管理

施設設置者は、省令に定める技術上の基準及び許可申請書に記載した維持管理計画に基づいて施設の維持管理を実施し、その結果を記録、保存することが義務付けられています。焼却施設、最終処分場など特定の施設は、記録の閲覧及び公表が義務付けられています。

1. 全施設共通の維持管理基準【規第12条の6】

- ① 受け入れる際に、産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。
- ② 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。
- ③ 異常な事態の発生時は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
- ④ 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。
- ⑤ 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑥ 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。
- ⑦ 著しい騒音・振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。
- ⑧ 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。
- ⑨ 施設の維持管理に関する点検、検査、事故時の措置、その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

2. 代表的な施設の維持管理基準【規第12条の7】

(1) 破碎施設

- ① 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

(2) 汚泥の脱水施設

- ① 定期的にくろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。
- ② 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

(3) 汚泥の乾燥施設（機械式）

- ① 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。
- ② 排出ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。

(4) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥）

- ① 天日乾燥床を定期的に点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出・地下浸透するおそれがある場合は、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。

(5) 焼却施設（PCB焼却施設、ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く）

- ① ビット・クレーン方式による投入は、常時、産業廃棄物を均一に混合すること。
- ② 産業廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。（ガス化燃焼方式及び2t/h未満の焼却施設を除く）
- ③ 熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。
- ④ 運転開始は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- ⑤ 運転停止は、助燃装置を作動させる事により、炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。
- ⑥ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（※1）
- ⑦ 燃焼ガスの温度を、集じん器流入時点又は集じん器内で速やかに、概ね200℃以下に冷却すること。
- ⑧ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。（※1）
- ⑨ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。（※2）
- ⑩ 排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppm以下となるように焼却すること。
- ⑪ 排ガス中の一酸化炭素濃度を連続的に測定し、記録すること。（※1）
- ⑫ 排ガス中のダイオキシン類濃度が基準濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。
- ⑬ 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上、ばい煙濃度等を6月に1回以上測定し、記録すること。（※3）
- ⑭ 排ガス中による生活環境保全上の支障が生じないようにする。
- ⑮ 排ガスの水洗・水冷は、当該水の飛散流出による生活環境保全上の支障を生じさせないこと。
- ⑯ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。（ばいじん、燃え殻を併せて溶融、焼却する場合を除く。）
- ⑰ ばいじん・焼却灰の溶融は、温度をその融点以上に保つこと。
- ⑱ ばいじん・焼却灰の焼成は、温度を1000℃以上に保ち、その温度を連続測定・記録すること。（※1）
- ⑲ ばいじん・焼却灰のセメント固化処理、薬剤処理は、均一に混合すること。
- ⑳ 火災の発生を防止するために必要な措置を講じ、消火設備を備えること。
- ㉑ 燃焼ガス温度を800℃以上に保つこと。
- ㉒ 廃油焼却施設は、廃油が地下浸透しないようにするとともに、事故時の流出防止堤等の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合は速やかに必要な措置を講ずること。

(6) 最終処分場

最終処分場の構造・維持管理の基準については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」、「青森市産業廃棄物最終処分場の構造に係る指針」及び「青森市産業廃棄物最終処分場の維持管理に係る指針」により対処して下さい。

3. 維持管理結果の公表等（法第15条の2の3、法第15条の2の4、規第12条の7の2～規第12条の7の5）

焼却施設、最終処分場など規則で定める施設には、維持管理に関する記録を閲覧に供し、インターネット等で公表することが義務付けられています。以下に焼却施設と最終処分場の例を示します。

（1）公表等の方法

当該処理施設又は最寄りの事務所に記録を備え置くとともに、インターネット等を利用し公表する。

（2）公表等をする項目、期間

① 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

○記録する項目

ア：処分した産業廃棄物の月毎の種類及び数量

イ：前頁2.（5）の

※1の燃焼ガス温度、一酸化炭素濃度の連続測定位置、結果の得られた年月日、測定結果

※2のばいじんの除去を行った年月日

※3の排ガス採取位置、年月日、測定結果及び結果の得られた年月日

○閲覧期間

アの記録：翌月の末日までに記録を備え置き、備え置いた日から3年間

イの記録：結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置き、備え置いた日から3年間

○公表期間

アの記録：翌月の末日から3年間

イの記録：測定結果の得られた日又は除去を行った日の属する月の翌月の末日から3年間

②最終処分場

○記録する項目

ア：埋立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量

イ：展開検査（安定型処分場の場合）：各月ごとの実施回数

ウ：地下水、放流水、浸透水の水質検査：採水場所、採水年月日、測定結果及び結果の得られた年月日

エ：地下水の水質の悪化、浸透水の水質が基準に適合しない場合に講じた措置：措置を講じた年月日及び措置の内容

オ：遮水工、擁壁、調整池、浸出液処理設備（配管等の防凍の措置を含む）、外周仕切設備、内周仕切設備、覆いの点検：点検を行った年月日及び結果並びに機能の異常等が認められた場合は措置を講じた年月日及び措置の内容

カ：残余の埋立容量の測定：測定を行った年月日、測定結果

キ：展開検査（安定型処分場の場合）：安定型廃棄物以外の混入等が認められた年月日

○閲覧期間

ア、イの記録：翌月の末日までに記録を備え置き、備え置いた日から3年間

ウ～キの記録：結果の得られた日又は点検等を行った日の属する月の翌月の末日までに備え置き、備え置いた日から3年間

○公表期間

ア、イの記録：翌月の末日から3年間

ウ～キの記録：測定結果の得られた日又は点検等を行った日の属する月の翌月の末日から3年間

（5）施設の定期検査（法第15条の2の2）

法第15条第1項の許可を受けた施設のうち、令第7条の2に規定する焼却施設、最終処分場などの特定の施設については、法に定める技術上の基準に適合しているかどうかについて、5年3ヶ月ごとに、都道府県知事（政令市長）の検査を受けることが義務付けられています。

～脱炭素社会の構築に向けた廃棄物処理施設の整備等に対する支援について～

環境省や公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団等では、脱炭素社会の構築や環境負荷低減のために、省CO₂型等の高度技術を利用したリサイクル施設の整備等に対する支援を行っております。詳細については、以下のホームページを御覧ください。

○環境省ホームページ「地方公共団体・事業者向け支援事業」

(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local.html)

○公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団ホームページ「助成事業」

(<https://www.sanpainet.or.jp/service02.php>)